

ハイリスク児の発達支援トータルケアのシステム化に関する研究

保健所におけるハイリスク児の支援について

分担研究者 前川喜平 日本小児保健協会

研究協力者 青木徹 熊谷保健所

要約:保健所における低出生体重児の育児支援について、現在の実施状況およびこれからの方策について検討した。母子保健法の改正により、養育医療による低出生体重児は、保健所の母子保健の対象として育児支援していくことになった。保健所保健婦の増員が望めない現状ではより効率的な育児支援の実施が必要になってくる。新生児医療機関、市町村、地域の医療機関やその他の機関との連携、家庭訪問や乳幼児健康診査、子育て支援事業などを実施して育児支援をおこない、親の不安の軽減育児環境の整備をおこなっている。

研究目的

地域保健法の制定、母子保健法の改正により平成9年4月から母子保健事業のうち基本的なものは市町村に一元化され、保健所はより専門的サービスを提供することになった。養育医療にかかわる低出生体重児の発達支援は保健所が実施する事業となった。低出生体重児を持つ親にたいして援助をおこない、育児不安の解消をはかり児の発達を支援することは重要である。保健所における低出生体重児に対する育児援助について検討した。

研究方法

平成10年度に生まれた熊谷保健所管内1市5町1村の養育医療をうけた2500g未満の低出生体重児の発達支援について検討した。今後の支援のおこないかたを検討するために、低出生体重児登録票の調査、担当する保健婦からの聴き取り調査をおこなった。

結果

[対象児]1000g未満4名、1000~1500g未満3名、1500~2000g未満17名、2000~2500g未満6名であった。管内の医療圏にあるNICU14名が入院して、県内に6名、県外に10名が入院していた。入院したNICUは合計で13機関であった。

[家庭訪問]21名をおこない、9名にはおこなえなかった。おこなえなかった9名は入院中や実家へ帰ったりしていて連絡がとれなかったケースである。家庭訪問は多くは生後1か月から4か月のあいだにおこなった。

[市町村の乳児健診]10名が受診しており、20名は受診していなかった。市町村とは連携をとりながら健診をすすめたり、必要な場合には訪問も依頼している。

[NICUの退院後の健診]全員が受診しているものと思われるが、受診を確認できたものは20名であった。

[訪問時の訴え]体重の増加が少ない、鼻つまりする、湿疹ができる、排気がうまくいかない、哺乳中に寝てしまう、視力が悪いようだ、体力的に疲れるなどであった。親の不安として将来の発育発達のことが心配である、発達が順調か心配であるなどであった。

[発育発達相談]小児科医、保健婦、言語療法士、理学療法士が担当して発達支援をおこなっている。運動発達、精神発達、言語発達などの遅れを訴えている児が対象である。低出生体重児もこれらの発達の遅れがある場合には対象となる。

[子育て教室]出生時体重 1500g 未満の児と家族を対象に開催した。今年度は2回開催した。5組の親子が参加した。第1回は自己紹介のあと小児神経科医による発育発達、栄養、予防接種、育児一般についての講義をおこなった。そのあとは母親たちでフリートーキングをおこなった。第2回は作業療法士による発達を促す楽しい遊びについての講義をおこなった。埼玉県下の数保健所でこの教室を開始したが、当地区は県北部で出生数が少ないこともあり今年度から2保健所合同で開始した。母親たちからは運動発達、離乳食、予防接種についての質問や、母乳を毎日運んだ苦労について、今後の発育や発達についての不安などの活発な発言があった。また名簿をつくり母親たちが連絡をとりやすく、仲間づくりに役立つようにした。

考察

多くの低出生体重児が救命されるようになった。母親や家族は新生児医療機関を退院してから家庭で身体発育、精神発達、疾病、栄養などおおくの不安をかかえながら育児をおこなっている。核家

族化や小児化や地域の連帯意識の希薄化などにより・地域や家庭の育児機能が低下しており母子保健活動としての育児支援が重要になって来ている。とくに低出生体重児などのハイリスク児にたいする育児支援はたいせつである。地域保健法の改正により保健所はより専門的なサービスを実施する機関として位置づけられた。低出生体重児の養育は保健所の役割である。退院後の家庭訪問や相談指導、発育発達相談、子育て教室などをとって育児支援をおこなっていく必要がある。埼玉県では低出生体重児の地域支援については、未熟児養育指導実施要領にもとずいておこなわれている。保健所では平成9年の組織改正により低出生体重児は保健予防グループが担当することになった。それまで保健婦は地区担当制であったがこの改正により業務担当制となった。母子保健についても担当が明確になり、より専門性のたかい業務がおこなえるようになった。しかし担当保健婦が1~2名で担当することになった。保健婦の人員が少なく増員が望めないため、低出生体重児の養育についても市町村保健婦との連携が必要である。さらに医療、福祉、教育との連携を強めていくことが必要である。

文献

- 1)奈良隆寛:保健所を中心とした支援.小児科診療 43:207~211,1999
- 2)前川喜平:ハイリスク児の育児支援とフォローアップ.小児科診療 43:167~172,1999